

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件名	新宿区人口動態分析について
----	---------------

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【諮問】

第11条第2項第5号（目的外利用）

第16条第1項本文（電子計算機による個人情報の処理開発、変更）

（担当部課：新宿自治創造研究所担当部 新宿自治創造研究所担当課）

事業の概要

事業名	新宿区人口動態分析
担当課	新宿自治創造研究所担当部 新宿自治創造研究所担当課
目的	新宿区の人口動態を分析し、政策課題を研究するため
対象者	新宿区の住民基本台帳登録者及び外国人登録者
事業内容	<p>今年度から、当研究所では、人口の側面から新宿区を分析し、政策課題を抽出し検討することとしている。</p> <p>この分析作業に必要な外国人登録データ及び住民基本台帳データに関しては、統計処理したデータを紙情報として保有しているが、統計処理をする前の電子データは保有していない。分権改革が進む中、新宿区の自治体内シンクタンクである新宿自治創造研究所が、様々な角度から新宿区の人口動態分析を行うためには、基礎資料として、新宿区の外国人登録及び住民基本台帳の電子データを保有する必要がある。</p> <p>なお、個人に着目した研究ではないため、個人の特定につながる情報は可能な限り取得対象項目から除外（例、氏名は取得しない）し、又は加工（例、世帯番号は異なる番号に読み替える）する。</p> <p>対象者の数は、約74万人</p> <p>取得したデータは、アクセス及びエクセルを用いて分析する。</p>

件名 新宿区人口動態分析に係る外国人登録情報の目的外利用について

保有元		利用先	
保有課	地域文化部戸籍住民課	利用課	新宿自治創造研究所担当部 新宿自治創造研究所担当課
登録業務の名称	外国人登録	登録業務の名称	新宿区人口動態分析
登録業務の目的	日本に在留する外国人の居住関係及び身分関係を明確にするため	登録業務の目的	新宿区民の人口動態を分析するため
登録業務に係る個人情報 の記録媒体	文書及び帳票 電磁的媒体	登録業務に係る個人情報 の記録媒体	電磁的媒体(暗号化できる USBメモリー)
目的外利用を行う理由	外国人を含む新宿区民の人口動態分析を行い、新宿区の政策課題研究の基礎資料とするため。		
目的外利用を行う情報 項目	生年月日、性別、住所、国籍、続柄、外国人登録番号(読み替え)、在留資格、在留期間、世帯番号(読み替え)、前居住地		
目的外利用を行う際に 使用する記録媒体	電磁的媒体(暗号化できるUSBメモリー)		
目的外利用の時期・期間	平成22年9月以降継続		
緊急時の目的外利用に おける本人通知の状況	*****		

件名 新宿区人口動態分析に係るシステム開発について

保有課(担当課)	新宿自治創造研究所担当部 新宿自治創造研究所担当課
登録業務の名称	新宿区人口動態分析
記録される情報項目(だれの、どのような項目が、どこのコンピュータに記録されるのか)	<p>1 個人の範囲 新宿区の住民基本台帳登録者及び外国人登録者</p> <p>2 記録項目 住民基本台帳関連 生年月日、性別、世帯主、世帯主でない者については世帯主との続柄、区民日、住所及び住所を定めた年月日、新たに住所を定めた者についてはその届出年月日(職権記載等を行った者についてはその年月日)及び従前の住所(町丁名まで)、異動事由、住民番号(読み替え)、世帯番号(読み替え)</p> <p>外国人登録関連 生年月日、性別、住所、国籍、続柄、外国人登録番号(読み替え)、在留資格、在留期間、世帯番号(読み替え)、前居住地</p> <p>3 記録するコンピュータ 新宿自治創造研究所担当課に設置するPC(スタンドアロン)を使用する。ただし、データは、PCのハードディスクではなく、暗号化できるUSBメモリーに保存する。</p>
新規開発・追加・変更の理由	取得した住民基本台帳及び外国人登録のデータを分析するため
新規開発・追加・変更の内容	アクセス・エクセル等のパソコンソフトを用いた人口動態の分析
開発等を委託する場合における個人情報保護対策	既に所有するパソコンソフトを活用するため、開発委託は行わない。
新規開発・追加・変更の時期	平成22年9月以降継続